

平成28年度予算見積調書

課室名: こども安全課
 担当名: 総務・児童相談担当
 内線: 3345

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B222	児童相談所費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童相談所費	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、第12条 児童虐待の防止等に関する法律第4条 等(義務)			戦略項目			
						分野施策	010102 児童虐待防止対策の充実		
1 事業の概要 県内6児童相談所の運営及び児童相談所で運用するシステムの保守管理を行う。				5 事業説明 (1) 事業内容 児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に迅速に対応し、児童の健全育成を図る。					
(1) 中央児童相談所費 23,121千円									
(2) 南児童相談所費 14,871千円									
(3) 川越児童相談所費 17,828千円									
(4) 所沢児童相談所費 16,250千円									
(5) 熊谷児童相談所費 14,148千円									
(6) 越谷児童相談所費 25,155千円									
(7) 児童相談所業務支援システム管理運営費 4,911千円									
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2): 被服費 (国2/3・県1/3): 番号法施行に伴う児童相談所業務支援システム改修 (県10/10): 上記以外の事業				(2) 事業計画 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない(児童福祉法第12条)。児童相談所は、以下の業務を行う。 ア 子供に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子供の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子供の援助を行う(児童福祉法第12条第2項)。 イ 必要に応じて子供を家庭から離して一時保護する(児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条)。 ウ 子供又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は子供を児童福祉施設等に入所させ、又は里親に委託する(児童福祉法第26条、第27条)。					
				(3) 事業効果					
				平成23年度 決算額: 112,954千円		相談件数: 14,221件		うち児童虐待相談件数: 3,507件	
				平成24年度 決算額: 99,311千円		相談件数: 13,976件		うち児童虐待相談件数: 3,702件	
				平成25年度 決算額: 92,677千円		相談件数: 14,778件		うち児童虐待相談件数: 4,255件	
				平成26年度 決算額: 98,388千円		相談件数: 16,009件		うち児童虐待相談件数: 5,662件	
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細節)児童相談所費 (積算内容)児童虐待防止関連経費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (本庁) 9,500千円 × 1.2人 = 11,400千円 (地域機関) 9,500千円 × 216.0人 = 2,052,000千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	使用料及び手数料	財産収入	諸収入				
決定額	116,284	1,340	59	131	359		114,395	8,928	
前年額	125,212	6,217	59	131	359		118,446		